

平成31年度 阿南第二中学校 部活動に係る活動方針（案）

スポーツ庁「ガイドライン」・県教育委員会「活動指針」・中体連通知より

- ・ 週当たり2日（平日に1日、土日曜に1日）以上の休養日を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、平日は2時間程度とし、休業日は3時間程度とする。
- ・ 長期休暇中は日数の半分以上を超過する休養日を設け、休業日の練習は午前～午後にはわたらない。
- ・ 朝の部活動は原則として行わない。ただし、放課後の活動が行えない場合は、十分な説明と理解を得た上で実施することは考えられる。
- ・ 運動部活動の延長として行われている社会体育活動は廃止する。（地域の社会体育活動へ）
- ・ 体罰や暴言はじめセクハラ・パワハラの根絶と、子どもの権利を尊重し、子どもの健全な成長をサポートする。
- ・ インフルエンザ等で学校・学年・学級閉鎖となっている場合、そこに在籍する生徒は大会への参加を見合わせるよう配慮する。

1 部活動の意義

学校教育の一環として行われており、スポーツや音楽等に興味と関心をもつ同好の生徒によって組織され、技能向上を目指し大会等で競うことなど挑戦する中で、共通の目標に向かって互いに認め合い、励まし合い、協力し合い、高めながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成することができる。また、自己肯定感を高めたりスポーツや音楽等の楽しさや喜びを味わったりし、仲間や顧問等との密接なふれあいの場として、豊かな学校生活が経験できる活動である。

2 部活動の目的

(1) 豊かな人間性や社会性の育成

- ・ 問題を解決する能力を身につけ、自らを律しつつ他人を認め協調する心を養う。
- ・ 友情、連帯感、思いやり、スポーツマンシップ、集団生活のルールを身につける。

(2) 明るく充実した学校生活の展開

- ・ 自己の存在感や成長を確認できる場の提供により、学校全体を活性化させ一体感を高める。
- ・ 生徒同士や顧問と生徒のふれあいの中から、授業とは異なる人間関係や生徒理解を深める。

(3) 生涯にわたってスポーツや音楽活動等に親しむための基礎づくり

(4) 競技力や体力の向上と健康の保持増進、自己表現力や演奏発表力の向上

(5) 心身のリフレッシュ、喜びや生きがいの場

3 部活動のあり方

上記ラインボックスのガイドライン・活動指針・通知等に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を理念とし、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

4 指導と体制、本年度の部活動

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることも重要であり、「生徒自らが主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

(1) 本年度設置する部活動

運動部：バドミントン部（男女） 文化部：音楽部（男女）

(2) 活動計画・実施報告書の作成

阿南第二中学校の基本方針に則り、顧問は毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全、適切に部活動を行っているかを、多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は把握、指導、是正を行う。

(3) 活動時間および日数等について

	期 間	朝	放課後	完全下校	
年度初め	4月 8日(月)～ 4月26日(金)	自主活動	～17:50	18:00	朝の校舎解錠時刻 7:20
夏の集中	5月 7日(火)～ 7月24日(水)	休 養	～18:20	18:30	
初 秋	8月22日(木)～ 9月13日(金)	自主活動	～17:50	18:00	朝の諸活動時刻 7:30～8:00
中 秋	9月17日(火)～10月 4日(金)		～17:20	17:30	
晩 秋	10月 7日(月)～10月25日(金)	部活動	～16:50	17:00	自らタイム(水) 完全下校16:40
冬 期	10月28日(月)～ 1月10日(金)		～16:30	16:40	
新 春	1月20日(月)～ 2月 7日(金)		～16:50	17:00	
早 春	2月10日(月)～ 3月13日(金)	自主活動	～17:20	17:30	

- ① 通年、原則として水曜日は部活動を行わない一日休養日とし、放課後は「自らタイム」の時間とする。
- ② 始業前に「自主活動の時間」を位置づけ、生徒会活動や学級活動、自主練習を行うことができるようにする。なお、生徒会や学級の活動を優先とし、これが重ならないように配慮する。また、夏の集中期間も生徒会活動や学級活動を行うことができる。
- ③ 放課後の部活動では、その週の別曜日に部活動ができないときは水曜日代替も可能とするが、その場合は週暦・学級通信等であらかじめ保護者に知らせることとする。
- ④ 自主練習はチームとしてではなく、個人技能を高めることを目的に行う。併せて、自ら考え行動する力と安全に活動する力を養う。
- ⑤ 部活動は互いに切磋琢磨し、社会性を身につけチーム力を高めることなどを目的とする。
- ⑥ 職員は、部活動では指導・助言をし、自主活動に参加する場合は支援・助言を行う。
- ⑦ 完全下校後、引き続いて社会体育（保護者会主催）としてのクラブ活動は行わない。
- ⑧ 週休日はどちらか半日の活動とする。ただし、大会やコンクール参加の場合を除く。
- ⑨ 休日に練習試合や大会等で両日部活動を行った場合、顧問の判断で平日に休養日を設ける。
- ⑩ 長期休業中の日数は、休業期間の3分の1を上限とし、活動時間は3時間以内とする。また、家庭での仕事や行事がある場合は、それを優先する。
- ⑪ 定期テスト・実力テスト前の3日間、同テスト当日は部活動を行わない。
- ⑫ 日頃より健康管理に努め、熱中症やインフルエンザなど感染症が心配される場合は、部活動や練習試合等は原則として自粛する。

(4) 安全配慮

活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。また、学校管理下でのケガ等への対応は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度による。（授業中、学校の教育計画に基づく課外指導中、休憩時間中及び学校の定めた特定時間中、通常の経路及び方法による通学中等を指す。）

(5) 移動等

中体連の大会やコンクールへの参加は、町のマイクロバス等での移動とし、教員または校長が認める部活動指導員が引率する。また、練習試合や合同練習への参加は、保護者会の理解と協力を得るようにし、教員または部活動指導員は現地で指導に当たる。なお、帰宅時刻や急を要する連絡などは、保護者にオクレンジャーにて連絡配信する。